

時事新報

第二千五百八十八號
明治廿一年九月廿五日 火曜日
舊戊子八月二十日 (巳亥)
日出版五時三十分
月出版五時三十分
年出版五時三十分
西曆一千八百八十八年

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價通
送料廣告料ハ左ノ如シ

○一箇月前金五十圓 ○三箇月前金一圓五十圓 ○六箇月前金三圓
○一年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送致スルモノニ限リ右ノ外ニ一箇
月二十六日ノ送致料ヲ申渡シ

時事新報廣告料前金

五箇活字ニテ	一行二付	二行二付	一行二付	一行二付
二行四活字	一日以上	六日以上	十五日以上	一月以上
自一行至十行	八圓	七圓	六圓	五圓
自十一行至十行	九圓	八圓	七圓	六圓
自十一行以上	十圓	九圓	八圓	七圓

時事新報

外國人民は日本人民の親友なり

條約改正中止の原因に就ては其責全ク我日本に在りト云ふ者あり事の外形のみを問見して正面より論ずれば斯ク云はれても其返答も困るの事情なきならざるも我輩の見る所を以てすれば此中止や中止の日に中止したるもあらず其原因は數月數年の前より積りて始めて中止の日に外形に現はれたるまでにして有力なる原因は久しく中伏して消滅したるまでなきが故中止の其日に在て考ふれば多年の談判は到底成る可らざる歎を吐きたりト云ふも不可なきが如し此邊より公平に觀察を下しさらば諸外國の政府も或は心に思當るまじある可し然りと雖も多言の世の中には唯その外面の形を見て内實の情を問はざるものもあらん我輩は今更ふれ又向て辨論するを好まず他の言ふがまじよ一任して獨り自國の本分を守り以て世界の定論を待つのみ即ち改正の談判に付き満足を得るまでには現行の條約確守と覺悟を定めざるものにして過日來の時事新報紙上にも聊々意見を陳べしれども尙ほ念の爲めに一言を要する其次第は他も非ず本來我輩が條約確守と立論したれども其目的は今の在日本の外國人に向て毫も敵意を懷く者に非ず數多き居留人の中には随分面白からぬ人物もある可し時として不正不品行の者もあらんと雖も是れは雙方同様のまじにて我國人の中にも言語道斷なる人物は甚だ少なからず今の人間世界に免かる可らざる事相として之を差置き全體を平均したる所にて日本に在る外國人は決して日本に對して惡意を懷く者あらず否な人情の厚きものにして隨以來漸く我國の事情を明にして彼の學者上流の士人は我道徳の薄からざるを知り、我智巧の淺からざるを悟り、我風俗の淳さを欣び、我技術の高尙なるを驚き、日本を稱して東洋絶倫の一帝國と認め之を筆にし之を口にして西洋の社會に報道して彼の社會に我重きを爲し給ふるの事實は我輩の常に忘れざる所なり又我内地に在て其厚情の事實に現はれたるものを舉れば其地方に如何なる不幸の者ありて偶々通行外國人の目に觸れ金財を奪はれて本人は感涙をひそめたりなど云々之類は毎度我輩の耳にする所にして又或は内地に水火の災等あれば其罹災人の爲め外國人の義捐は毎

官報

鐵道局年報 去る七月十一日日本鐵道局年報車輛現
數表申渡すの部神戸大津間三六は二〇、同合計七九
五九三、同合計二五九、同合計の部神戸大津間六一
九二、同合計一四八、同合計の部神戸大津間六一
九二、又同月十四日の紙上年報日本鐵道局建設費
金内譯表中波戸費の部合計三、〇三、〇三、〇三、〇三、
計三、〇三、〇三、〇三、〇三、〇三、〇三、〇三、〇三、
正しなり

○文部省告示第十號
從來死體解剖ノ儀帝國大學醫科大學ニ願出ル者アルト
キハ該學ニ於テ開屆來候處自今文部省直轄高等中學校
醫學部ニ於テモ同様可開屆ニ付右盛ノ者ハ該醫學部ニ
願出ヘシ

明治廿一年九月廿四日 内務大臣伯耆山縣有朋
文部大臣子爵森 有禮

○辭令
内閣書記局長 曾爾 荒助
文官普通試驗委員長 命ス
内閣總理大臣秘書官 牧野 伸顯
文官普通試驗委員 命ス(以上九月廿一日内閣)

明治二十一年第二回東京醫術開業試驗主事 命ス
明治二十一年第二回東京醫術開業試驗主事 命ス
明治二十一年第二回仙臺醫術開業試驗主事 命ス
明治二十一年第二回京師金澤長崎醫術開業試驗主事
命ス

警官練習所於テ刑法治罪法講義囑託中自今爲手當一箇
年金五百圓給與(以上九月廿一日内務省)

第二地方部内巡迴ヲ命ス(九月廿一日文部省)
高等師範學校教諭 椿 善一郎
高等師範學校教諭 赤生 好義

非職ヲ命ス(以上九月廿一日同)
鹽油及烟草稅則取扱上建議件伺 去る十二日福嶋
縣知事より大藏大臣へ(第一項鹽油稅則施行細則第十
一條及烟草稅則施行細則第二十六條に定められたる代
替換期限は死亡代替のみに適用すへきものなるや果
して然らば營業者戸籍上代替居の届を爲すも依然該
營業を繼續し他日該鹽札を戶主(嗣子)に讓渡すか如き
は鹽油稅則第七條烟草稅則第二十條の範圍外とし書替
下附然るへや(第二項)烟草稅則施行細則第十一條の
見本は毎種一箇に限るか如し然るに管下に於て毎月數
回の市日定めある市場の如き開市の日は平常の寒郷
俄然熱鬧を極め満市立錐の地なきに至るか故に烟草小
賣店の如きも來客頭を埋むるの有様なれば一箇見本
を以て數客に充て難く爲に商機を失するの憾ある趣に
付き右は各地各店の商況に從ひ兼ねて簡數と届出た
るも若しからざるやと伺出でしに同二十日大藏大臣よ
り伺の趣第一項は死亡生存に拘らず鹽油は細則第十一
條に烟草稅則第二十六條の代替に準じ之と取扱ふへ
し第二項は豫定せる開市の日時を限り特別を以て之を
許すと指令ありたり

○所得稅法第二十三條疑義の件伺 去る十四日宮城縣
知事より大藏大臣へ所得稅届出者中月份積算一箇年三
百圓の所得を得るとなせしもの納期前に於て其年額二
百圓以下れるものあり之を稅法第二十三條に問ひ未段
に照せば免稅をへきものか如しと雖も前段に據れば所
得金高十分の五以上を減損したるものならざれば申
出るを得ざるにより之を免稅すへきものとすなすれば
十分の五以上を減損して所得三百圓を缺くものにして
權衡を失ふの甚しむれば似たり右は免稅範圍内のもの
の之心得然るへきやと伺出でたるも同二十日大藏大臣
より伺の趣所得金高十分の五以上を減損しざる場合を
除く外は免稅申出るを得すと指令せり

○印紙貼用の備頭 普座貸越金及「コルレス」ホンプ
ス一約定書印紙貼用の儀に就きて去る十七年五月
經發印稅規則公布相成候以來同盟銀行中於て再三
評議有之或は該規則第二條第一類第三項に屬すへしと
し或は第二類第七項なるへしと論議不定の折柄十八年
九月中日本銀行より御省へ當座貸約定書は其取引の極
度金額を豫約する證書にして殊々其金額を授受するは
印稅既済の小切手と以て引出すものには規則第二條
第一類に據り可然候又云々又「コルレス」ホンプ
約定書は送金爲替代金取立及融通貸等各種取引金額の
極度を定むるも其約束の當時該金額を取引するに無之
所謂豫約の證書なれば規則第二條第一類に據り印紙を

貼用し而し
と貼用し可
の通と御
中過半并
致居候處
當座貸越
據り之か
より或は
せらるへ
を許する
行へ御指
根抵當品
紙は登記
約に依り
類即ち一
を勝手の
開知致候
上差支不
銀行者一
藏省へ願
員を呼出
引の如何
に據り相
○常置委員
怒瀆のため
海和歌川
の各村に
かため作
るに其修
稅支出を
を開きし

○收稅事務
るもの之
捷開港から
其實なきが
相違なけれ
を貸ふもの
二頭領あ
偏に風波の
るを遠慮す
出づるとせ
し而のみな
程なれども
に伺ひ出で
唯規則の方
ては假令へ
圓滑なるこ
の殆んど用
上にも記せ
の改革ある
租稅の種類
主として收
涉も受けま
様の改正を
へり

○疏水工事
千圓に就て
紙に掲載せ
に至りたる